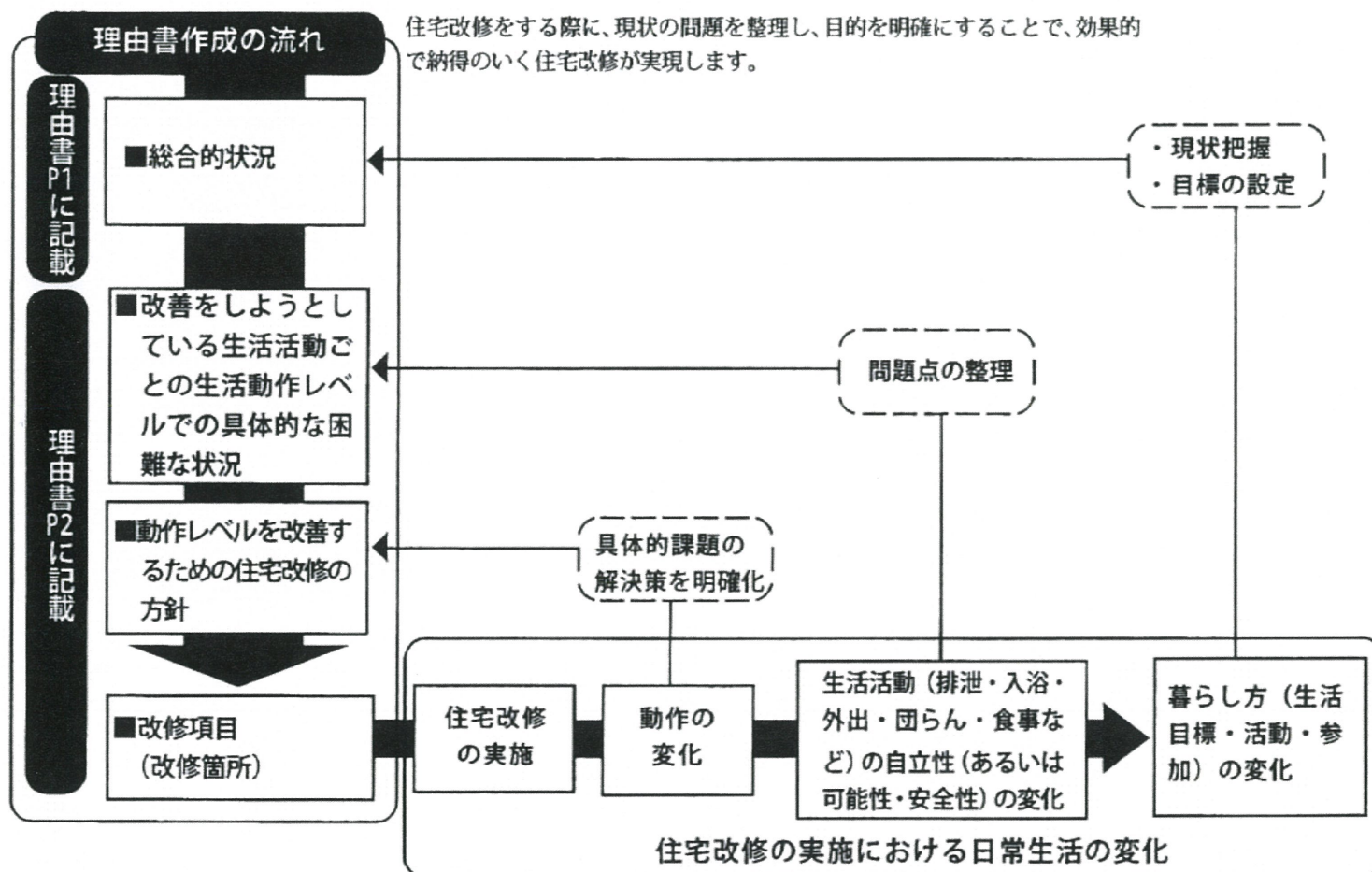


『住宅改修が必要な理由書』作成にあたって

●『住宅改修が必要な理由書』の作成の流れ

理由書は、手順に従って作成しながら住宅改修のプランを検討するために収集すべき必要な情報が何かかわかるように構成されています。

理由書作成にあたっては、住宅改修後の暮らし方を明確にすることから始まり、生活活動、動作レベルの具体的状況を把握し、最終的に改修項目や改修箇所を明確にしていきます。



住宅改修の実施により利用者の動作の変化を促し、それにより生活活動の自立性の変化が促進されます。そして、最終的には利用者の生活目標などの暮らし方の変化を実現することにつながります。

『住宅改修が必要な理由書』の特徴

■特徴 1

生活改善の目標設定から住宅改修の方針決定までには段階があり、その段階をおって作成できる

■特徴 2

生活活動ごとの個々の生活動作に着目することで幅広く生活全般をチェックすることができ、困難な生活動作の改善のための方針にそって、改修項目を具体化することができる

■特徴 3

住宅改修の目的を明確にすることができ、その目的を達成できたかの評価を改修後に行うことができる

作成にあたっての留意点と記入要領 (P1)

留意点1. 利用者・家族の生活状況と生活上の希望について、総合的に把握する。

P1-①：利用者の身体状況

- ・利用者の状況は、日常的に接していない者には見えにくい場合もあります。
 - 健康、疾病、日常生活動作等については利用者の了解のもと、主治医やリハビリテーションの専門職(理学療法士、作業療法士など)、担当の訪問看護師などから情報を得ることも有益です。
 - 特に疾病の状況把握については、利用者本人の生活の基調をなすものなので、関係機関と十分な連絡を取り合う必要があります。

P1-②：介護状況

- ・どういう介護(サービス)が提供されているかが住宅改修の必要性を判断する上で重要となります。
 - 各種介護サービスの利用状況を始め、家族の介護(見守り含む)の状況も記述します。
 - 住宅改修を行うことにより、どのような介護状況が想定されるかの記述もあるとさらによいでしょう。

P1-③：住宅改修により、利用者等は日常生活をどう変えたいか

- ・介護給付の場合であれば、居宅サービス計画書第1表にしたがって、介護支援専門員が専門家の立場から利用者や家族の希望を把握する必要があります。(居宅サービス計画書第1表の中で、住宅改修に関して援助方針の記述があればそれを転記してもかまいません。)
- ・利用者、家族の希望をよく踏まえた上で、リハビリテーションなどの専門家の意見も提供した上で、利用者、家族が納得する内容を取り入れましょう。利用者、家族の希望だけを取り入れて行った住宅改修では、自立支援としての効果が認められないものも少なくありません。
 - 利用者と家族の希望が必ずしも一致しているわけではないので、十分な情報収集が必要となります。
 - 利用者、家族の希望を把握した上で、利用者の身体状況や介護・住環境の状況を踏まえ、住宅改修の必要性や目的・方針について専門職の立場からの意見を示し、利用者がそれを理解し、納得した上で自己決定を行うことができるようにすることが重要です。

P1-④：福祉用具の利用状況と住宅改修後の想定

- ・福祉用具との関係から、こういった改修が行われるかを判断するための項目です。
 - 改修前及び改修後に想定される福祉用具を可能な限りチェックして下さい。
 - 介護保険で給付される福祉用具に限ったものではありません。
 - 改修工事で取り付ける手すり、スロープは含みません。
- ・利用者の生活状況や介護状況を改善するためには、住宅改修と福祉用具を組み合わせ一体的に検討することが重要です。
 - 利用する福祉用具によって、スペースの確保や段差解消の必要性が異なります。
 - 手すりやつえをどのように使い分けるかなど、具体的な生活動作の必要性に応じてリハビリテーションの専門職等に確認します。

作成にあたっての留意点と記入要領（P2）

留意点2. 改善しようとする生活動作を明確にして、具体的に何に困っているのかを記述する。

P2-①：改善をしようとしている生活動作

- ・“入浴動作”と記述しただけでは、何をどう改善したら良いかわかりません。浴室内での移動に問題があるのか、浴槽の出入りに問題があるのかでは改修の内容が大きく変わります。
- ・改善したい動作をより具体的に把握することで、初めて改修方針が見えてきます。
 - そのためには、訪問介護員や訪問看護師等から情報を得ましょう。
 - 可能であれば、利用者本人や介護者に、普段の一連の生活動作を再現してもらってもよいでしょう。

P2-②：具体的な困難な状況

- ・困難な状況を具体的に記述しないと、どうすべきなのかという方針につながりません。
 - 利用者本人の心身状況や動作
 - 介助方法
 - 居住環境の現状
- ※ 例えば「寝室～トイレに段差が多く、つたい歩きでは不安」でも少し具体化されましたが、さらに「寝室と廊下、廊下とトイレに各3cm程度の段差があり、つまづきやすい」などと具体的に状況を記述すると、改修の方針が定まりやすくなります。

留意点3. 住宅改修により、生活上どのような点が改善されるのかを明確にして、具体的にどのような住宅改修が必要なのかを記述する。

P2-③-1：改修目的・期待効果

- ・住宅改修を行うことによって、困難な状況の改善にどのように役立つのか、改修の目的と期待する効果を明確にします。
- ・明確にしないと、行った改修が本当に利用者のためになったのか、モニタリングがうまくできなくなります。
 - 目的や効果を明確にすることで、利用者や家族も納得して住宅改修に取り組むことができます。

P2-③-2：改修の方針

- ・改修目的、期待効果に沿ってどのような改修工事を行うのか、また困難な動作や状況がどのように改善されるのか、改修の方針を具体的に記述します。
 - 施工者や、必要に応じてリハビリテーションの専門職等とともにプランを検討します。
 - 現場を訪問して、改修箇所を確認します。
 - また、可能であれば、利用者に実際に動作をしてもらって確認するとよいでしょう。
 - その際、福祉用具の利用も考慮します。

P2-④：改修項目（改修箇所）

- ・改修内容を工事の種類ごとに整理します。
 - 整理をすることで、住宅改修費の支給対象となるものと、そうでないものを確認することができます。

様式第8号の2(第24条関係)

住宅改修が必要な理由書 (P1)

＜基本情報＞

作成日 平成 年 月 日

利用者	被保険者番号	年齢	歳	生年月日	明治 大正 昭和	年	月	日	性別	☐ 男 ☐ 女
	フリガナ	要介護認定 (該当に○)	要支援	要介護						
	被保険者氏名			1	2	1	2	3	4	5
	住所									
	作成者	現地確認日	平成 年 月 日							
	立ち会い	本人・家族・介護支援専門員・PT OT・その他()								
	所属事業所									
	資格	介護支援専門員 その他()								
	氏名	印								
	連絡先									

●介護保険対象の福祉用具の利用状況とともに、改修後利用が想定される福祉用具をレ点チェックする。

＜総合的状況＞

家族状況	☐ 単身 ☐ 夫婦 ☐ その他()			主たる介護者()		
利用者の身体状況	●既往歴を記述する。 ●立ち上がりやバランスの保持、移動といった生活動作に関する身体状況を記述する。 ●屋内・屋外の移動方法(つかまらないで歩ける・伝い歩き・介助歩行・杖や歩行器利用・車いす介助/自走など)は必ず記述する。					
介護状況及び住宅の状況	●家族構成、生活動線など基本情報を記述。 ●各種介護サービスだけではなく、家族の介護も含めた介護状況を記述する。 ●見守り程度の状況であっても、その内容を記述する。					
住宅改修により、利用者等は日常生活をどう変えたいか	●利用者や家族が住宅改修によって現在の暮らしをどのように変えたいのか、あるいは継続していきたいのかを、専門職の判断も踏まえた上で、総合的に記述する。 ●これまでの生活歴を踏まえ、利用者はどのような社会参加をしていきたいのかを記述する。 ※具体的な改修方針や改修項目は「P2」に記述する。					
				福祉用具の利用状況と 住宅改修後の想定		
				改修前	改修後	
				●車いす	☐	☐
				●特殊寝台	☐	☐
				●床ずれ防止用具	☐	☐
				●体位変換機	☐	☐
				●手すり	☐	☐
				●スロープ	☐	☐
				●歩行器	☐	☐
				●歩行補助つえ	☐	☐
				●認知症老人徘徊感知機器	☐	☐
				●移動用リフト	☐	☐
				●腰掛便座	☐	☐
				●特殊尿器	☐	☐
				●入浴補助用具	☐	☐
				●簡易浴槽	☐	☐
				●その他		
				・		
				・		
				・		
				□福祉用具利用(予定)なし		

●「その他」の欄には、住宅改修に関連した介護保険対象外の福祉用具を記入

介護支援専門員以外が理由書を作成した場合は、担当の介護支援専門員が内容を確認し署名してください。

上記内容について確認しました。	確認年月日	平成 年 月 日	連絡先
居宅介護支援事業所名			介護支援専門員名 印

住宅改修が必要な理由書 (P2)

	①改善をしようとしている生活動作	②④の具体的に困難な状況(内容)	③改修目的・期待効果をチェックした上で、 改修の方針(…することで…が改善できる)を記入してください	④改修項目(改修箇所)
排泄	☐ トイレまでの移動 ☐ トイレでの排泄 ☐ 便器・トイレ ☐ 排便後 ☐ 着替 ☐ 洗濯機 ☐ 洗濯物	●生活動作で困っていること、問題点について、その状況や介護の現状を記述する。 ●本当は…したいのだが、実際には…しかできないので、…について困っているというように具体的に記述する。 ●「動作」のレベル(例えば、「立ち上がる」「歩行」「車いすでの移動」「またぐ」「段差昇降」「扉を開閉する」などで、それがどのように困難なのかを具体的に記述する。(現在どういう動作をしているのか、自立か介助か、福祉用具の利用も含めて記述)) ●改修案の検討の際は全ての活動についてチェックが必要だが、②では改善しようとする活動の記述のみでよい。 ●生活のどの場面、どの動作が利用者・介助者にとって大変なのか、動作の流れに沿って一つずつ見極める事。寝たきりならば「座位が保てるか」、歩行ができれば「段差を超えられるか」などについても確認する。 ●①のレ点チェックと②のコメントの両方を合わせて利用者の状況が伝わるようにする。 ●浴室やトイレまでの移動について、共通する内容であれば、例えば排泄の欄のみに記述し、入浴の欄には移動は排泄と同じなどと記述してもよい。	☐ できなかったことをできる ●①②を記入し、現状の問題点を踏まえた上で、改修目的の項目をレ点チェックする。(あてはまるもの全て) ●介護状況が変わるのであれば、介護者の負担の軽減にチェックを入れ、記述欄にどう軽減されるのかを記述する。 例えば見守りは必要だが一人でできるようにするなど ※実際に介護状況が変わる場合のみ、負担軽減にチェックして下さい。	☐ 手すり・便器横壁面 ☐ 便器 ☐ 洗面所 ☐ 廊下 ☐ その他 ●様々な角度から検討し、決定された改修内容の項目(住宅改修の種類)をチェックし、内容を記述する。 ●改修箇所は、場所だけではなく「手すり」であれば「便器横壁面」などその取付位置や寸法等も具体的に記述するとよいでしょう。 ●工事番号も入れる。 例) ①便器横、右壁面にL型手すり ●「その他」の欄には必要に応じて付帯工事を記述する。 例) 浴室嵩上げに伴う扉調整
入浴	☐ 浴槽への入浴 ☐ 湯上り ☐ 湯下り ☐ 着替え ☐ 洗濯機 ☐ 洗濯物	●改善をしようとしている具体的動作についてレ点チェックをする。 ●今回改修の対象でない項目にはレ点チェックする必要はない。 ●入浴・排泄・外出活動に関連して、浴室・トイレ・玄関までの移動については各活動の欄にチェックする。	☐ 具体的な手段については利用者や家族はもちろん、住宅改修の専門家(リハビリテーション技術者や建築技術者)と一緒に考えることが望ましい。 ●各活動の困難事項を改善するために、どのような改修を行うのか、その方針を記述する。 ●改善方法を具体的に記述する「移動の為の手すり」「段差昇降の為の手すり」「立ち座りの為の手すり」など(手すりの形状や設置場所によって、使用目的が違います。) ●段差解消の場合は「敷居を撤去して平らにする」「嵩上げ」「嵩下げ」「敷台設置」「スロープ設置」などのように具体的に記述する。 ※すべて同じ段差解消という表現ではどんな工事をするのかわかりません。 例)・床から〇〇cmの高さに手すりを設置することで…… ・廊下とトイレの〇cmの段差を嵩上げすることで……	☐ 手すり・便器横壁面 ☐ 便器 ☐ 洗面所 ☐ 廊下 ☐ その他 ●様々な角度から検討し、決定された改修内容の項目(住宅改修の種類)をチェックし、内容を記述する。 ●改修箇所は、場所だけではなく「手すり」であれば「便器横壁面」などその取付位置や寸法等も具体的に記述するとよいでしょう。 ●工事番号も入れる。 例) ①便器横、右壁面にL型手すり ●「その他」の欄には必要に応じて付帯工事を記述する。 例) 浴室嵩上げに伴う扉調整
外出	☐ 出入口から敷地外までの屋外移動 ☐ その他()			
その他の活動	●「その他の活動の欄」には「排泄」「入浴」「外出」以外の活動の生活動作を記述する。(例えば「調理：台所までの移動」や「洗濯：洗濯機から洗濯干し場までの移動」など)			